

令和3年4月22日

まちづくり委員会資料

パークマネジメント推進方針の策定に伴う
パブリックコメントの実施結果及び
橘公園の魅力向上に向けた取組について

建設緑政局

「パークマネジメント推進方針（案）」に係るパブリックコメントの実施結果について

1 概要

本市では、平成 30（2018）年 3 月に川崎市緑の基本計画を改定し、緑ある暮らしの創造、緑の市民文化の醸成に向け、様々な取組を推進しています。

このたび、急速な社会状況の変化等を踏まえ、公園緑地の持つポテンシャルを引き出し、多様な主体の連携をより効果的なものとし、これまで以上に柔軟な利活用と持続可能な管理運営を行うために「パークマネジメント推進方針（案）」を取りまとめましたので、市民の皆様から御意見を募集いたしました。

その結果、14 通（意見総数 67 件）の御意見をいただきましたので、御意見の内容とそれに対する市の考え方を次のとおり公表いたします。

2 意見募集の概要

題名	「パークマネジメント推進方針（案）」に関する意見募集
意見の募集期間	令和 3 年 2 月 1 日（月）から令和 3 年 3 月 2 日（火）まで
意見の提出方法	電子メール、FAX、郵送、持参
意見の周知方法	<ul style="list-style-type: none">・市ホームページへの掲載・市政だよりへの掲載・かわさき情報プラザ（川崎市役所第 3 庁舎 2 階）での閲覧・各区役所市政資料コーナーでの閲覧・市民文化局コミュニティ推進部協働・連携推進課での閲覧・建設緑政局緑政部みどりの企画管理課での閲覧
結果の公表方法	<ul style="list-style-type: none">・市ホームページへの掲載・かわさき情報プラザ（川崎市役所第 3 庁舎 2 階）での閲覧・各区役所市政資料コーナーでの閲覧・市民文化局コミュニティ推進部協働・連携推進課での閲覧・建設緑政局総務部企画課での閲覧

3 結果の概要

意見提出数（意見件数）	14 通（67 件）
電子メール	11 通（56 件）
FAX	1 通（7 件）
郵送	2 通（4 件）
持参	0 通（0 件）

4 意見の概要と対応

「パークマネジメント推進方針（案）」に対する意見として、多様な主体との連携に関する御意見、民間活用に関する御意見、公園緑地における施設整備等に関する要望、緑地保全の取組に関する御意見、今後取組を進める上で参考とする御意見などが寄せられました。

お寄せいただいた御意見が、要望や今後の参考とするものであったことから、案のとおり「パークマネジメント推進方針」を策定し、公園緑地の持つポテンシャルを引き出し、多様な主体の連携をより効果的なものとし、これまで以上に柔軟な利活用と持続可能な管理運営を推進します。

(1) 意見に対する本市の考え方の区分の説明

- A：意見を踏まえ、案を加筆・修正するもの
- B：案の趣旨に沿った意見であり、意見を踏まえ、取組を推進するもの
- C：意見を踏まえ、今後取組を進める中で参考とするもの
- D：案に対する質問・要望の意見であり、案の内容を説明・確認するもの
- E：その他（今回の意見募集の趣旨・範囲と異なる意見）

(2) 意見の件数と対応区分

項 目	市の考え方区分					計
	A	B	C	D	E	
1 「パークマネジメント推進方針の策定にあたって」に関する事	0	2	0	0	0	2
2 「本市の公園緑地の現状と課題」に関する事	0	0	0	2	0	2
3 「パークマネジメント推進方針の基本的な考え方・取組の方向性」に関する事	0	2	4	17	0	23
4 「パークマネジメント推進方針の取組内容」に関する事	0	9	9	22	0	40
合 計	0	13	13	41	0	67

5 意見の概要と意見に対する本市の考え方

(1) 「パークマネジメント推進方針の策定にあたって」に関すること（2件）

No.	意見の趣旨	意見に対する本市の考え方	区分
1	公園緑地を取り巻く最近の動向を踏まえ、このように方針を策定することは大変意義のあるものとする。	本方針に基づき、公園緑地という緑のストックのこれまで以上に柔軟かつ多様な利活用、そして持続可能な管理運営の仕組みづくりに努めてまいります。	B
2	川崎市の公園緑地保全に関する取組は、多様な主体の参画による持続可能な協働の取組が基本となっている。総合から街区までの公園、特殊公園、緑地も含めると実に多様な公園緑地が存在し、様々担い手がいる中で、これまで以上に柔軟かつ多様な利活用を図ることは大切な事であり、統一的なマネジメント推進方針を定めることは意義あることとする。		

(2) 「本市の公園緑地の現状と課題」に関すること（2件）

No.	意見の趣旨	意見に対する本市の考え方	区分
1	公園緑地などの存在は、営利目的のためにあるのではないので、企業などへ過度な委託の方向はやめて、できるだけ市の直轄管理が良いと思う。また、そのための人員の採用、配置をしてほしい。 (同趣旨ほか1件)	本方針は、本市の厳しい財政状況の中で、ニーズの多様化や、維持管理の担い手不足及び費用の増大等の課題の解決を図るために、策定を進めております。 今後、市民や民間事業者など多様な主体との連携を図りながら、効率的かつ持続可能な手法による整備及び管理運営を進めることで、公園緑地の質の向上とさらなる魅力向上を目指してまいります。	D

(3) 「パークマネジメント推進方針の基本的な考え方・取組の方向性」に関すること（23件）

No.	意見の趣旨	意見に対する本市の考え方	区分
1	川崎市が将来に亘って持続可能な都市であり続けるために、一定規模以上の公園緑地については、広域からも人々が訪れたいくなるような魅力を発信出来るようなスポットにすることに重点を置いて、公園緑地の利活用を進めていくことをお願いしたい。	本方針につきましては、まちづくりの取組の中で、都市イメージ向上のために、公園緑地として魅力発信を行えるように公園緑地の新たな価値の創出による質の向上とさらなる魅力向上を図ってまいります。	B

2	<p>末永く市民に親しまれていく公園を存続できるように、管理運営協議会として、これからも市と協力して引き続き活動していきたいと思う。</p>	<p>身近な公園緑地の日常的な維持管理は、地域の方々による愛護会や管理運営協議会の活動によって支えられ、地域の庭として、利活用がされてきました。今後につきましても、公園緑地を利用する地域の様々な団体等との協働により、地域のニーズに応じた利活用の推進や日常的な維持管理の促進に努めてまいります。</p>	B
3	<p>管理体制の長期的視点での設定と定期的な管理状況の報告、市民が気軽に見直しを求められるような方法を担保しておくことが必要と考える。公園に対する需要は、時代と共に確実に変わるものである。見直しを求める声をどう上げるか、どうその声に応えるかを考えておく必要がある。</p>	<p>公園緑地の適正管理につきましては、地域の活動団体等と連携して取り組むとともに、協働の取組の持続性の確保に向け、緑に触れる機会の創出や情報発信に取り組んでおります。</p> <p>また、地域ニーズへの対応につきましては、新しい生活様式の普及・定着など、市民のライフスタイルの変化や価値観の多様化に柔軟に対応していくこととしております。</p> <p>これらの取組につきましては、いただいた御意見を参考に取組を推進してまいります。</p>	C
4	<p>大人が喜びそうな内容が多く目立つので、子どもの意見も聞いて整備してほしい。</p>	<p>公園緑地の整備にあたっては、公園緑地の立地特性や地域の特色を活かした公園づくりを進めるため、幅広い世代から意見を聴取するよう努めてまいります。</p>	C
5	<p>公園の管理方針が不明・或いは共有されていない。市報・区報・公園内掲示板等で各公園の管理方針の明示が必須と考える。</p>	<p>公園の管理方針につきましては、必要に応じて、適切に周知を図る手法等を検討してまいります。</p>	C
6	<p>管理方針の類型毎に許可される行動等を条例で制定しておくことも重要である。例えば鳥獣保護区では、専門家からの植生管理アドバイスを推奨したり、建蔽率の緩和や地域猫等の放置・給餌は予め禁止しておく必要がある。商業イベント開催やバーベキューの可否ははっきりと法で決めてもらわないと地域内の対立が深まる可能性があり、現状そうなっている場所もある。</p>	<p>都市公園における行為につきましては、川崎市都市公園条例第3条に「行為の制限」、第4条に「行為の禁止」が規定されており、その他の行為等につきましては、原則として行える行為ですので、本方針により利活用を推進していくものです。</p> <p>なお、公園利用にあたってのお願いにつきましては、公園の園名板に記載しており、その他必要な注意事項については、お願い看板を作成し、利用にあたっての注意事項の明示に努めております。</p>	C

7	<p>アウトドアやレジャーの活用は、P22のテントなどの写真を見ると、公共施設以外に充実した場所がたくさんある。市の大きな自然がいっぱい残る公園をわざわざ法律を変えてまで、このわずか5%の要望に応じる必要を感じない。</p>	<p>多様な分野の取組との連携による公園緑地の利活用につきましては、今後取組を進めていく中で、周辺地域の状況や地域の実情、ライフスタイルの変化や価値観の多様化などを踏まえながら、検討を進めてまいります。</p> <p>また、実現にあたっては、適宜、地域との合意形成を図りながら進めてまいります。</p>	D
8	<p>公園緑地に対する市民ニーズを見ると、園路や広場、トイレ、休憩施設など公園緑地の基本的な機能を求める声が多く、カフェやレストラン等のニーズはわずか10%に過ぎない。市民ニーズを正しく受け止め、マネジメントを進めてほしい。</p>	<p>パークマネジメントの推進にあたっては、地域の実情や多様な市民ニーズ等を的確に把握しながら、園路や広場、ベンチ等の基本的な機能の充実に加え、公園緑地の立地特性や地域の特色を活かした魅力的な公園づくりを進め、公園緑地のサービスや公園利用者の利便性の向上に向けて、多様な主体と連携しながら取り組んでまいります。</p>	D
9	<p>P15の「公園の不動産価値を高めていくべき」との記述は、儲け本位の企業の考え方の反映のようで、大変驚いた。将来的に公園を売り払ってしまうのではないかと受け取れる表現であり、民間活力の導入に対する市民の不安の増大と反発を招く。公園は誰のために、何のためにあるのか、一番大事なことを忘れてはならない。</p> <p>公園緑地への民間活力の導入の趣旨は、「公園を日常的により良く維持管理することで、地域の魅力アップに貢献し、地域住民の誇りとなり、地域の価値を高めること」であると思う。 (同趣旨ほか2件)</p>	<p>P15の「公園の不動産価値」との記載につきましては、民間事業者等を対象に、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響による緑とオープンスペースに関するニーズや事業実施の考え方の変化を調査した結果、そのような回答があったものです。</p> <p>公園緑地への民間活力の導入の促進に向けた基本的な考え方としましては、P32の#9「民間のアイデア、ノウハウの効果的な導入の促進」において、「明確なビジョンの共有」、「官民の適切な役割分担」、「地域のニーズ、課題の的確な把握」を図りながら、公園緑地のさらなる魅力向上や地域の課題解決につなげ、市民のため、地域のため、都市のためとなるよう、効果的な導入を進めてまいります。</p>	D
10	<p>企業に対しては、「企業の利益最優先」だけとにならないよう、「企業の利益が市民の利益である」ことを明確にしてほしい。民間活用により、市民サービス等は削らないことを明言し、行政・企業・市民の果たすべき役割等を明確にし、市民の不安などを払拭する努力をしてもらいたい。 (同趣旨ほか2件)</p>		

11	<p>市の負担をできるだけ減らすことのみ考えたマネジメント案になっている。公園を不動産価値としてとらえるべきではなく、公園は市民の未来に残す貴重な財産である。</p>	<p>本方針につきましては、本市の厳しい財政状況の中で、ニーズの多様化や、維持管理の担い手不足及び費用の増大等の課題の解決を図るために、策定を進めております。</p> <p>今後、市民や民間事業者など多様な主体との連携を図りながら、効率的かつ持続可能な手法による整備及び管理運営を進めることで、公園緑地の質の向上とさらなる魅力向上を目指してまいります。</p>	D
12	<p>ボランティアも大切だが、ボランティア頼みでなく、行政が責任を持って維持管理するという視点に立ってほしい。</p>	<p>身近な公園緑地の日常的な維持管理は、地域の方々による愛護会や管理運営協議会の活動によって支えられ、地域の庭として、利活用がされてきました。今後につきましても、公園施設は行政が責任を持って維持管理を行いつつ、公園緑地を利用する地域の様々な団体等との協働により、地域のニーズに応じた利活用の推進や日常的な維持管理の促進に努めてまいります。</p>	D
13	<p>公園緑地は市民にとって身近な自然なので、場所によって条件の違いは様々だが、自然を育てる視点で管理や整備をしてほしい。</p>	<p>公園緑地の管理・整備にあたっては、公園緑地の立地特性や地域の特色を活かした公園づくり、管理運営に努めてまいります。</p>	D
14	<p>パークマネジメントを推進するにあたっては、川崎市環境基本計画、緑の基本計画にあるように多摩川崖線軸、多摩丘陵軸という緑の繋がりについても考慮してほしい。 (同趣旨ほか1件)</p>	<p>多摩川及び多摩川崖線、多摩丘陵の緑地の保全につきましては、川崎市緑の基本計画の基本施策Ⅱ「緑の空間づくり」に基づく取組を引き続き推進し、まとまりのある樹林地の保全を図るとともに、本方針の取組の方向性#2「保全緑地における利活用と保全の好循環の創出」に向けた取組を推進し、持続可能な維持管理を図ってまいります。</p>	D

15	<p>野球やサッカー、スケートボードなどの専用スポーツ施設は、現在あるものを充実するとともに、若者が使えるよう、夜間や近くの学校の体育館の開放なども考えられる。すぐ民間活用ではなく、利用者の声をしっかり聴き、今ある施設を十分活用してほしい。</p>	<p>現在公園緑地にあるスポーツ施設につきましては、利用者の声を聴きながら、必要に応じて民間によるノウハウを活かしつつ、効率的・効果的な管理運営に努めてまいります。</p>	D
16	<p>「公園整備補修などの維持管理の負担が大きくなっている」とあるが、公園緑地は市民の生活を健康で暮らしやすくするために必要なものであり、さらに子育て環境向上のためにも優先して税金を公園緑地整備などに支出してほしい。</p> <p>広い公園や緑地、遊歩道などの自然は、子ども、子育て中の親だけでなく、全世代の人にとっての憩いの場所である。</p> <p>(同趣旨ほか1件)</p>	<p>本方針は、本市の厳しい財政状況の中で、ニーズの多様化や、維持管理の担い手不足及び費用の増大等の課題の解決を図るために、策定を進めております。</p> <p>今後、市民や民間事業者など多様な主体との連携を図りながら、効率的かつ持続可能な手法による整備及び管理運営を進めることで、公園緑地の質の向上とさらなる魅力向上を目指してまいります。</p>	D
17	<p>リスクマネジメントについての記述が不十分である。</p> <p>公園緑地のリスクマネジメントは様々な要素が含まれるが、特に危惧するのは公園の死角や交通対策が不十分な公園に潜む危険である。</p> <p>新宿区の乙女山公園の「公園の死角をなくす」というデザイン例や、また、交通対策では、東京都港区のキッズゾーンの設定の例などを参考に、川崎市も取組を進めて欲しい。</p>	<p>リスクマネジメントにつきましては、今後様々な取組を推進していく中で、地域の特性やニーズ等を的確に把握し、適切な対応を図ってまいります。</p> <p>また、公園の死角の解消につきましては、再整備等の機会に際し、地域や利用者の方々の御意見を伺いながら進めてまいります。キッズゾーンにつきましては、関係部署と情報共有を図ってまいります。</p>	D

(4) 「パークマネジメント推進方針の取組内容」に関すること（40件）

No.	意見の趣旨	意見に対する本市の考え方	区分
1	「多様な主体との連携による公園緑地の利活用」については、本当に検討しなければならないと考えている。街区公園などは地域住民とのワークショップなどを時間をかけてやる方向を検討すべきだと思う。	多様な主体との連携による公園緑地の利活用につきましては、P19の#1「民間事業者等の主体による多様な目的での利活用の拡大」に記載のとおり、実証実験等を活用し、地域のニーズなどを適切に把握しながら、取組を推進してまいります。	B
2	#2「保全緑地における利活用と保全の好循環の創出」について、保全緑地のあり方は、それぞれの緑地の状況に応じて様々あって良いと考える。保全緑地を全て開放するのではなく、近くに同じような環境がある場合などは、一つは閉鎖緑地としても良い場合もある。またリスクマネジメントの観点からは夜間閉鎖等も必要となるかも知れない。地域の実情に応じた利活用が必要と考える。	保全緑地における取組につきましては、P20の#2「保全緑地における利活用と保全の好循環の創出」に記載のとおり、それぞれの保全緑地の立地や地域特性に応じた取組を推進してまいります。また、いただいた御意見を踏まえ、着実に取組を推進してまいります。	B
3	利用ルールづくりは、サードプレイスとしてかつ公共の場としての公園を意識して、一度作ることで完成とせず、大田区くさっぱら公園基本方針のように見直していくことのできるシステムが必要である。	公園でのルールづくりにつきましては、P23の#4「様々な機会を捉えた地域が主体となった利用ルールづくりの促進」において、本市の「公園でのルールづくりガイドライン」の中で、地域主体でルールを作り、必要に応じて検証や見直しを行うこととしており、引き続き取組を推進してまいります。	B
4	公園緑地でのルールづくりは必要であり、できた案は周辺住民等とワークショップなどで中身を確認する必要がある。		

5	年金の受給開始年齢の引き上げにより、定年後も働かざるを得ず、ボランティアの高齢化は深刻な問題となっている。今回の方針にあるようにボランティアの育成・活動支援は大切である。	公園管理の担い手となるボランティアにつきましては、P24の#5「市民創発型の取組との連携による協働の裾野の拡大」において、出会いや交流の場として公園緑地の利活用を推進する中で、公園サポーターとして管理活動への参画を促し、管理運営協議会等との連携・協力体制の構築を進めていくこととしており、引き続き取組を推進してまいります。	B
6	公園の管理の担い手不足については、地域コミュニティをどう醸成していくかという問題である。現在、市民文化局より市民活動団体や自治会・町内会へ説明されている「まちのひろば」の取組により、地域コミュニティづくりを優先することによって、持続可能な公園の管理団体も出てくると思う。		
7	市民アンケートにて「散歩やジョギングがしやすい園路や多目的に使える広場」を求める意見も多くなっていることから、季節の樹木や草花など里山の雰囲気（緑）が必要なことも明らかであり、管理運営協議会が進める植樹や花壇づくりの重要性が一層増していると考えます。	管理運営協議会など公園ボランティアが進める取組につきましては、P24の#5「市民創発型の取組との連携による協働の裾野の拡大」において、地域の様々な出会いやつながりを育む活動・交流の場として、新たな協働の担い手との連携・協力体制の構築を進め、持続的な活動につなげてまいります。	B
8	愛護会・管理運営協議会による管理が可視化されていなく、活動内容、頻度、参加方法がわからないところが多い。担い手を増やしていくには、活動の可視化、そして小中学校の授業や部活動などで若年層のアプローチすることが必須と考える。	公園緑地愛護会及び管理運営協議会との協働につきましては、P24の#5「市民創発型の取組との連携による協働の裾野の拡大」に示すとおり、様々な団体等の交流や参画を図る取組を推進するとともに、そうした事例の情報共有及び発信を強化し、さらなる協働の裾野の拡大に努めてまいります。	B
9	本推進方針案は、住区基幹公園、都市基幹公園、特殊公園、都市林、緑道及び都市緑地を一緒くたにして作成しているが、それぞれを分けて考えたほうが良いと思う。公園緑地はそれぞれの設置目的があり、それに沿った保全管理を行っている。	本方針に基づく取組につきましては、P37の「2 主な対象公園緑地」に記載しているとおり、公園緑地それぞれの立地や特色、地域の実情、管理運営状況を踏まえた上で推進してまいります。	B

10	<p>近隣公園や街区公園に関しては、例えば園芸教室や樹木の剪定講習会等、地域住民が参加したくなるような取組や、市民が楽しく参加して達成感を得られるような取組を考えてほしい。</p>	<p>身近な公園における取組につきましては、P19の#1「民間事業者等の主体による多様な目的での利活用の拡大」や、P22の#3「多様な分野の取組と連携した利活用の促進」において、様々な利用ニーズや地域特性を踏まえた取組を推進することとしておりますので、いただいた御意見を参考に、今後さらなる公園緑地の魅力向上に努めてまいります。</p>	C
11	<p>公園でもっと自由に火を使わせてほしい。勿論、公園内で自由に火を使うことは、現在ではいろいろな問題をはらんでいると思うので、規制は必要だと思うが、その上で、一定のルールを決めて、許可を道路公園センターが行うなど、市民に徹底を図ってほしい。</p>	<p>公園緑地の柔軟な利活用の促進と利用の多様化に向けて、運用基準の緩和等の実施や、様々なニーズの的確な把握により、公園機能の拡大を進めてまいります。</p>	C
12	<p>木登りなど、樹木を使った遊びを認めてほしい。幼少期に自然と触れ合う事で、将来の環境保護の意識醸成に繋がると思う。</p>		
13	<p>利活用と保全の好循環は、保全地域のような里山では本来一体のものとして農家が行っていたものであり、適切な保全管理計画を策定して、順応的な管理の考え方に立って運営していくことで、実現すると考える。順応的に見直すサイクルが重要で手遅れになると回復が困難なので、コンサルタント会社に委託するのではなく、当事者が見直せるプランを作っておくべきである。</p>	<p>保全管理計画につきましては、地域住民等との協働によりワークショップ方式で策定を進めております。また、策定から年数が経過している計画につきましては適宜見直しを行っております。引き続き、保全緑地の適正管理の取組を推進するとともに、いただいた御意見を参考に、活動団体が順応的に保全管理計画の見直しを図れるような仕組みづくりを検討してまいります。</p>	C
14	<p>公園内に保育園等を作るなどのP-PFI等が提案されているが、保育園やカフェ等を造ったりすることで公園面積が狭くなるという問題点がある。 一つの手法として、公園に隣接する空き家・空き地などがある場合に積極的に働きかけて借地でも公有地にしても良いと思うが、そこを公園の面積に繰り入れて保育園やカフェにする、などのやり方もあると思う。</p>	<p>多様な分野の取組との連携による公園緑地の利活用につきましては、今後取組を進めていく中で、周辺地域の状況や地域の実情等を踏まえながら、いただいた御意見も参考に、検討を進めてまいります。</p>	C

15	<p>老朽化した公園や維持管理の行き届かない公園の発生の問題解決策としては、愛護会、管理運営協議会や利用する市民からの通報や提案の受け入れ安さを追求するとともに、定期的な巡回等が必要である。</p>	<p>公園の維持管理の問題につきましては、P24の#5「市民創発型の取組との連携による協働の裾野の拡大」において、地域の様々な団体等の利活用を推進する中で、自主的・自発的な維持管理活動を促進するとともに、愛護会、管理運営協議会や各団体との連携・協力体制の構築により、通報のしやすさ等について検討してまいります。</p>	C
16	<p>教育機関との連携については、基本的なメニューとその評価と蓄積は公園側で行い、その協働の相手として教育機関をとらえた方がよいと思う。</p>	<p>教育機関との連携につきましては、P24の#5「市民創発型の取組との連携による協働の裾野の拡大」において、地域の様々な団体の一つとして、学校等教育機関の維持管理活動への参画を図ることとしております。</p> <p>連携の具体的な手法について、いただいた御意見を踏まえ、今後取組を検討してまいります。</p>	C
17	<p>公園サポーターについては、多様性が認められるのならば、野宿の方を入れてはどうか。もし、委託で清掃する仕組みを作ることができたら、今問題の資源ごみの規制からも救えて、人が足りず管理のできていない公園を救うことができるのではないかと思う。</p>	<p>公園サポーターの考え方につきましては、P24の#5「市民創発型の取組との連携による協働の裾野の拡大」を推進していく中で、具体的に検討してまいります。</p>	C
18	<p>複数公園の包括型管理運営などの管理運営手法について、東京都などではすでに行われていると認識しているが、その場合のメリットとデメリットの比較などを示してほしい。</p>	<p>複数公園の包括的管理運営などの管理運営手法につきましては、本市では、大規模な公園緑地などにおいて、個別の公園ごとに指定管理者制度を導入しておりますが、さらなる管理運営の効率化に向けて、P26の#6「包括型管理運営手法等の導入や新技術等の積極的な活用」において、これまでの一律的な管理運営手法を見直し、従来手法とのメリット、デメリットなどを比較検討しながら、最適な管理運営手法の導入を進めてまいります。</p>	C

19	<p>数箇所の特別緑地保全地区で管理団体の設立という成果を生んだ、ボランティア団体と麻生区役所が連携した取組等を参考にして、指定されても管理されない緑地においても保全管理が進むような取組をしてほしい。</p>	<p>保全緑地における取組につきましては、P20の#2「保全緑地における利活用と保全の好循環の創出」において、環境学習等、自然をそのまま活かした様々な利活用に取り組むとともに、持続可能な保全活動の担い手の確保を目指すこととしており、今後、先行事例等も踏まえながら、健全な樹林地環境の保全の好循環の創出に努めてまいります。</p>	D
20	<p>活動団体がある保全緑地にはすでに、保全管理計画が作成されており、それに基づいて保全が進められているため、いまさらパークマネジメントするのかという気がする。</p>		D
21	<p>多様な分野の取組と連携した利活用の促進については、まず従来の公園の枠にとらわれずにサードプレイスとしての公園の新たなサービスと利用を考えていくことが望まれる。アウトドアレクリエーションだけでなく、それを支える情報提供のための施設も取り入れた方が良く考えている。</p> <p>例えば、京都府立植物園の野外型図書館「きのこ文庫」の自然観察バージョンを自然豊かな公園に設置するなどが良いと思う。</p>	<p>多様な分野の取組と連携した公園緑地の利活用につきましては、生田緑地に誰もが無料で利用できる「森の小さな図書館」を設置している事例があり、そのような事例を踏まえるとともに、様々なニーズを把握し、多様な利活用を図ってまいります。</p>	D
22	<p>里山にはフキやキノコなどの自然の恵みが育つ。近隣の住民との関係を大切にしながら、また子どもたちに「農業体験」的な試みができるようにしてほしい。</p>	<p>公園緑地における農業体験につきましては、P19の#1「民間事業者等の主体による多様な目的での利活用の拡大」や、P22の#3「多様な分野の取組と連携した利活用の促進」において、子どもたちの農業体験という場としての活用などの実施条件等を整理し、公園緑地の更なる賑わい創出を図ってまいります。</p>	D

23	<p>公園緑地内におけるボランティアの販売活動を一定のルールのもとで認めてほしい。具体的には、公園内で材料を使った手作り品、炭焼きの成果品、公園内で育てて取れたお米や野菜等、伐採木などの販売。例えば、米作りは、緑地の保全や子ども達の環境教育などに寄与しており、緑地の維持管理を行っていることとなり、そういった団体にいろいろな優先権を与えるという方針に合致している。</p>	<p>本方針では、P28の#7「運用基準の構築や基準緩和等による公園緑地の利便性の向上」の「①維持管理等への貢献に対する一定のメリットを得られる仕組みづくり」において、地域の団体等が公園緑地の維持管理に資する貢献活動をした場合に、他の公園利用者の日常的な利用等に支障が生じないよう配慮しながら、一定のメリットを得られる運用基準の構築を進めてまいります。</p>	D
24	<p>財政難を理由に、公園緑地において収益事業の拡大を主目的としているように見えるが、公園緑地は市民の憩いの場であり、収益事業を行いたくないなら別の場所で行えばよい。</p>	<p>公園緑地における収益性の確保・向上につきましては、P30の#8「公園緑地における収益性の確保・向上と維持管理に係る財政負担の軽減」において、公園緑地の立地特性や地域の実情等を踏まえながら、その収益を公園緑地の整備や維持管理に還元することで、公園緑地の維持管理水準の維持・向上を図り、公園利用者の利便性の向上につながるよう、取組を進めてまいります。</p>	D
25	<p>川崎市の公園緑地において、収益性を確保できる公園緑地は、ごく一部の公園に限られるのではないかと。また、これらの公園緑地に民間活力の導入を行う場合、生田緑地のマネジメント会議のような、市や市民が積極的に関与できるような体制を構築し、市民の意見が尊重されることを要望する。 (同趣旨ほか1件)</p>	<p>公園緑地への民間活力の導入につきましては、P32の#9「民間のアイデア、ノウハウの効果的な導入の促進」において、一定の規模があり、アクセスがよく、有料施設等を有するといった特徴をもつ公園緑地を取組の主な対象としています。また、地域ニーズを的確に把握し、地域と合意形成を図りながら、公園緑地のさらなる魅力向上や地域の課題解決につながるよう、官民の適切な役割分担のもと、民間活力の効果的な導入を進めてまいります。</p>	D
26	<p>公園の管理を民間に委託するのは、行政の能力からみてやむを得ないところもあるが、丸投げせず、職員が内容を理解、把握する必要があると思う。また、発注するときには条件をしっかりと明示するよう心掛けてほしい。 (同趣旨ほか1件)</p>	<p>公園緑地への民間活力の導入にあたっては、P32の#9「民間のアイデア、ノウハウの効果的な導入の促進」において、対象となる公園緑地の目指すべき姿や解決すべき課題を明確に示すとともに、地域ニーズを的確に把握し、地域と合意形成を図りながら、公園緑地のさらなる魅力向上や地域の課題解決につながるよう、官民の役割分担を明確にして、効果的な導入を進めていきたいと考えております。</p>	D
27	<p>民間活力の導入において、行政はチェック体制と調整役をしっかりと果たしてほしい。</p>	<p>民間活力の導入において、行政はチェック体制と調整役をしっかりと果たしてほしい。</p>	

28	<p>一定の広さがある公園緑地内に行政施設（例えば、行政職員が常駐する道路公園センターのサテライト施設等）を設置することで、常に市民・行政・企業など「多様な主体」が公園緑地に対して情報共有ができ、更に様々な事態に素早い対応が可能となる。</p> <p>特に、自然災害発生時においては、危機管理や緊急対応に関わる業務は行政の領域で、有事の際に民間と行政の迅速な意思の疎通と連携が必然となる。災害発生時の民間の対応・関わり方等について仕様書などで確認しておくことも大切と考える。こういった体制作りは、公園行政を企業任せにしない、との行政の姿勢を市民等に示すことにもなる。</p>	<p>台風や地震といった自然災害への対応につきましては、地域防災計画に基づき、市と関係機関が連携し、避難場所や避難路等として公園緑地のオープンスペースの確保に努めるとともに、災害発生時は、市民の安全の確保のため、迅速かつ適切に対応してまいります。</p> <p>また、民間活力の導入にあたっては、P32の#9「民間のアイデア、ノウハウの効果的な導入の促進」において、行政と民間事業者等の役割や想定されるリスクをできる限り明確にし、適切な役割分担のもとで進めてまいります。</p>	D
29	<p>自然と緑を残し、ピクニック出来るようなエリア、子どもが遊べるエリア、誰でも使用できる椅子などを設置して欲しい。また、安心してオムツ交換ができるような清潔なトイレにしてほしい。</p> <p>さらに、公園管理室があり、市民が集える安い貸しスペースの設置と、常駐の管理者による、トイレ清掃や、会議室の管理などをしてほしい。</p> <p>(同趣旨ほか1件)</p>	<p>公園緑地の施設整備等につきましては、再整備等の機会に際し、地域の意見を踏まえながら改修を進めております。今後、民間活力の導入等、多様な主体との連携による整備も視野に入れながら、取組を推進してまいります。</p>	D
30	<p>もっと飲食店などを含む休憩所がほしい。市内各地の公園緑地を散策して感じることは、一休みするスペースが少ないこと。特に真冬や真夏などは屋内施設でゆっくりしたい。</p>		

31	<p>公園は、地震や水害など自然災害時に避難の場となるから、トイレの数を増やすなどの整備をしてほしい。</p> <p>また、稲田公園など広い公園の地下を遊水池として、住民の安全安心のために整備してほしい。</p> <p>(同趣旨ほか2件)</p>	<p>公園緑地空間の有効活用につきましては、オープンスペースの多機能性、ポテンシャルの向上を図り、平時、災害時の両面において最大限発揮されるよう、多様な主体との連携や、民間活力の導入など様々な手法を活用しながら、取組を推進してまいります。また、公園の遊水池等の機能につきましては、今後、関係部署と情報共有を図ってまいります。</p>	D
32	<p>稲田公園の利用者の多くは、現在の姿を維持しつつ、定期的に維持管理されることを望んでいる。園路整備や、樹木の伐採は望んでいない。</p> <p>(同趣旨ほか1件)</p>	<p>稲田公園を含め、公園の整備を行う際には、地域や利用者の方々の御意見を伺いながら進めてまいります。</p>	D
33	<p>緑化センターについて、考えたアイデア等を以下に記す。</p> <p>1) 西園に芝生アートの整備をしたら良いのではないかな。</p> <p>2) 垣根樹見本園は子どもが遊べるスペースにしたら良いのではないかな。</p> <p>3) 緑化センターで採れた花、果実等を販売してみてもどうか。</p> <p>4) 東園のオリーブは、短く刈り込まないほうが良いのではないかな。</p> <p>5) 料理のデリバリーを受け取ることが出来るエリアを設定してみてもどうか。例えば藤棚の下や西園の入口など。</p> <p>6) 週替わりで1、2店舗の小さなマルシェを開いてはどうか。</p>	<p>川崎市緑化センターは、平成22年度より指定管理者制度を導入し、管理運営をしております。本方針においても、対象公園緑地の一つとして、柔軟かつ多様な利活用の検討を進め、新たな価値の創出による質の向上とさらなる魅力向上を図ってまいります。</p> <p>また、いただきました御意見につきましては、指定管理者と共有し、今後の管理運営に活かしてまいります。</p>	D
34	<p>樹木の伐採についてのルール作りが必要と思う。</p> <p>まちの樹50選の大径木が、(市民にとっては)突然伐採される事態が起き、住民は驚いた。恐らく手続き上に不備は無かったのだろうが、何十年にも亘ってまちの風景となった大木が切られることに対して、事前か事後に何らかの告知方法があっても良いのではないかな。</p>	<p>公園緑地等の樹木の伐採にあたっては、関係地権者や地域の皆様に周知を図り、実施してまいります。また、まちの樹の伐採に係る周知等につきましては、いただいた御意見や所有者に及ぼす影響等を鑑みながら、調査・研究を進め、引き続き、良好な都市環境の形成に向け、取り組んでまいります。</p>	D

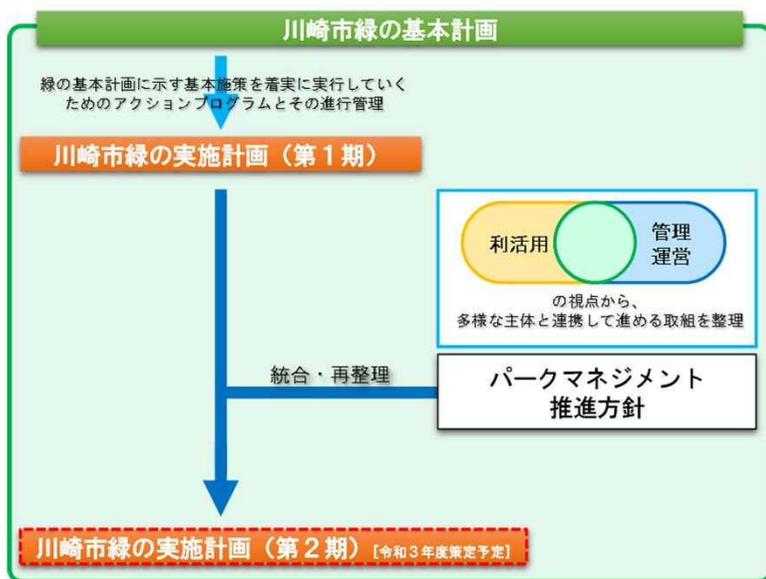
「パークマネジメント推進方針」について【概要版】

1 策定の背景・目的

- 本市では、誰もが緑を実感できる生活空間の実現を目指して、市民との協働や民間企業等の**多様な主体との連携**による、**緑の保全や創出、育成、活用に取り組んできた**ところです。
- 一方で、**維持管理に係る行政負担の増大**や日常的な維持管理を支える**協働の担い手の高齢化や後継者不足に直面**しています。
- また、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響などにより、社会状況が大きく変容する中で、**公園緑地を含む緑とオープンスペースの、日常生活に溶け込んだ様々な活動の場としての利活用**が求められています。
- このような状況の変化に柔軟に対応していくため、あらゆる主体がそれぞれの強みを活かして効果的に連携しながら、**公園緑地の柔軟かつ多様な利活用を推進**するとともに、**持続可能な管理運営の仕組みの構築に向けて取り組んでいく**ことで、公園緑地の持つポテンシャルや多機能性を引き出し、**公園緑地の新たな価値の創出による質の向上とさらなる魅力向上を図る**ため、「パークマネジメント推進方針」を策定するものです。

2 位置づけ

- 新型コロナウイルス感染症の拡大の影響や都市公園における制度改正などによる、市民や民間事業者の公園緑地を含む緑とオープンスペースへの価値の再認識やニーズの多様化といった**急速な社会状況の変化に対応**するため、**令和3年度に予定している緑の実施計画（第2期）策定に先行して本方針をとりまとめる**ものです。
- なお、本方針については、緑の実施計画（第1期）の評価・点検を踏まえた各事業や施策の見直しとあわせて、緑の実施計画（第2期）策定時に統合・再整理を行います。



3 公園緑地の現状

（1）公園緑地の利用状況

①日常的な利用状況

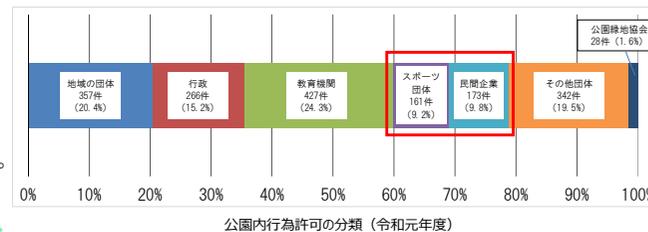
- 地域住民の運動や自然観賞、レクリエーション、スポーツなどの場として日常的に利用されている一方、ボール遊びなどによる近隣への騒音や利用者間のトラブルなど、公園利用に対する意見も寄せられており、**自由な遊びが制限され、魅力が減少**している公園緑地も出てきています。

②市民ニーズ

- 園路、広場やトイレ、休憩施設などの機能を求める声が多かったことに加え、**カフェ、レストランといった便益施設のニーズも一定程度あります**。また、**樹林地をそのまま活かした自然体験**やオープンスペースを活用した**コワーキングスペース**など、**新たな利活用ニーズが生まれています**。

③イベント等での利用状況

- 多様な主体がイベント等に広く活用できる場であるものの、**スポーツ団体や民間企業による利用が少ない**状況となっています。



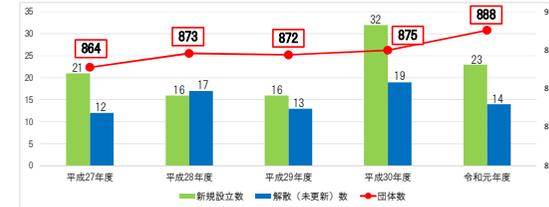
（2）公園緑地の管理状況

①管理形態

- 1,267箇所[※]の公園緑地のうち、67.7%において愛護会・管理運営協議会が日常的な維持管理活動など協働の取組を行っています。また、大規模な公園など6箇所[※]に指定管理者制度を導入しています。

②愛護会・管理運営協議会の設置状況

- 毎年一定程度の団体の設立がある一方、高齢化や担い手の不足等により活動の継続が困難などの理由から、**愛護会等の解散が発生し、団体数は伸び悩んでいます**。

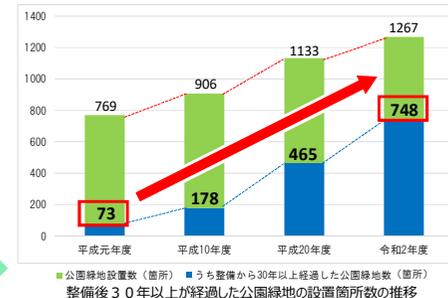


③指定管理者の導入状況

- 一定の規模を有する公園緑地において、指定管理者制度を導入している一方、P-PFIなど公園緑地における**新たな民間活用手法が活用できていない**状況となっています。

（3）公園緑地の設置状況

- 平成元年度からの30年間で、開設から30年以上経過した公園緑地は約10倍になっており、**再整備や補修・更新が必要**になるとともに、樹木の剪定・管理など、**適正な維持管理に係る負担は、大きく**なっています。



（4）新型コロナウイルス感染症の拡大の影響による民間事業者等のニーズの変化

- 民間事業者等に、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響による考え方やニーズの変化を調査したところ、「**屋外のオープンスペースの活用に対する需要が高まっている**と感じており、恒常的なイベント開催などがまちの賑わいの創出に寄与する」「公園との相性が良いことから、**早々に提案を実現できると考えている**」「**新しい使い方を提案し、公園の不動産価値を高めていくべき**」「感染症対策への配慮や人数制限等を考慮した企画、運営が必要となる」などの意見がありました。

4 公園緑地の抱える主な課題

・本市における公園緑地の現状などから、次のとおり課題を整理しました。

【課題1】利用ニーズの多様化への対応

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大の影響等により、民間事業者等の公園緑地の利活用に対する事業ニーズが高まっているとともに、オープンスペースや樹林地等の利活用など、新たなニーズが生まれているものの、**公園緑地や保全緑地の利活用に関する運用基準や取扱いが画一的、制限的**であるとともに、**多様な利活用ニーズに対応したサービスの提供が難しい状況**にあります。
- ・安全性や近隣への配慮等から、**利用制限等による公園の日常的な利用に対する不便さ**が生じています。

【課題2】維持管理に係る担い手の不足と行政負担の増大

- ・愛護会、管理運営協議会など、**協働の担い手の高齢化や後継者不足**などの問題が生じており、活動の継続性が危ぶまれています。
- ・管理運営のさらなる効率化に向けて、公園緑地における**多様な管理運営手法の活用が進んでいない状況**となっています。
- ・適正な維持管理が行き届かなくなることにより、公園緑地の**維持管理水準や機能の低下**が危ぶまれています。

【課題3】柔軟な利活用や効率的な管理運営を見据えた整備の必要性

- ・立地や地域特性に対応した特色のある公園づくりにより**地域の魅力向上に寄与している公園緑地が少ない状況**にあります。
- ・開設から年数が経過し、**老朽化の進行した公園施設が増加しており、維持管理が行き届かなくなる公園緑地が発生するおそれ**があります。

5 基本的な考え方・取組の方向性

(1) パークマネジメントの推進に向けた基本的な考え方

・質の高い公園緑地サービスを持続可能なかたちで提供し続けるためには、これまで進めてきた**パークマネジメントの取組をさらに一歩進め、今後取り組むべき方向性を多様な主体と共有していくことが必要**です。そこで、公園緑地の抱える主な課題の解決に向けて取り組んでいく基本的な考え方を整理し、3つの視点としてとりまとめました。

【視点1】柔軟な利活用の促進と利用の多様化

- ・運用基準の緩和等による**柔軟かつ多様な目的での利活用のより一層の促進**
- ・多様な利活用ニーズに対応した**公園緑地等の機能の拡大**
- ・地域住民が快適に利用できる**公園緑地の日常的な利用の仕組みの構築**

【視点2】利用者の視点・経営的な視点に立った維持管理・運営

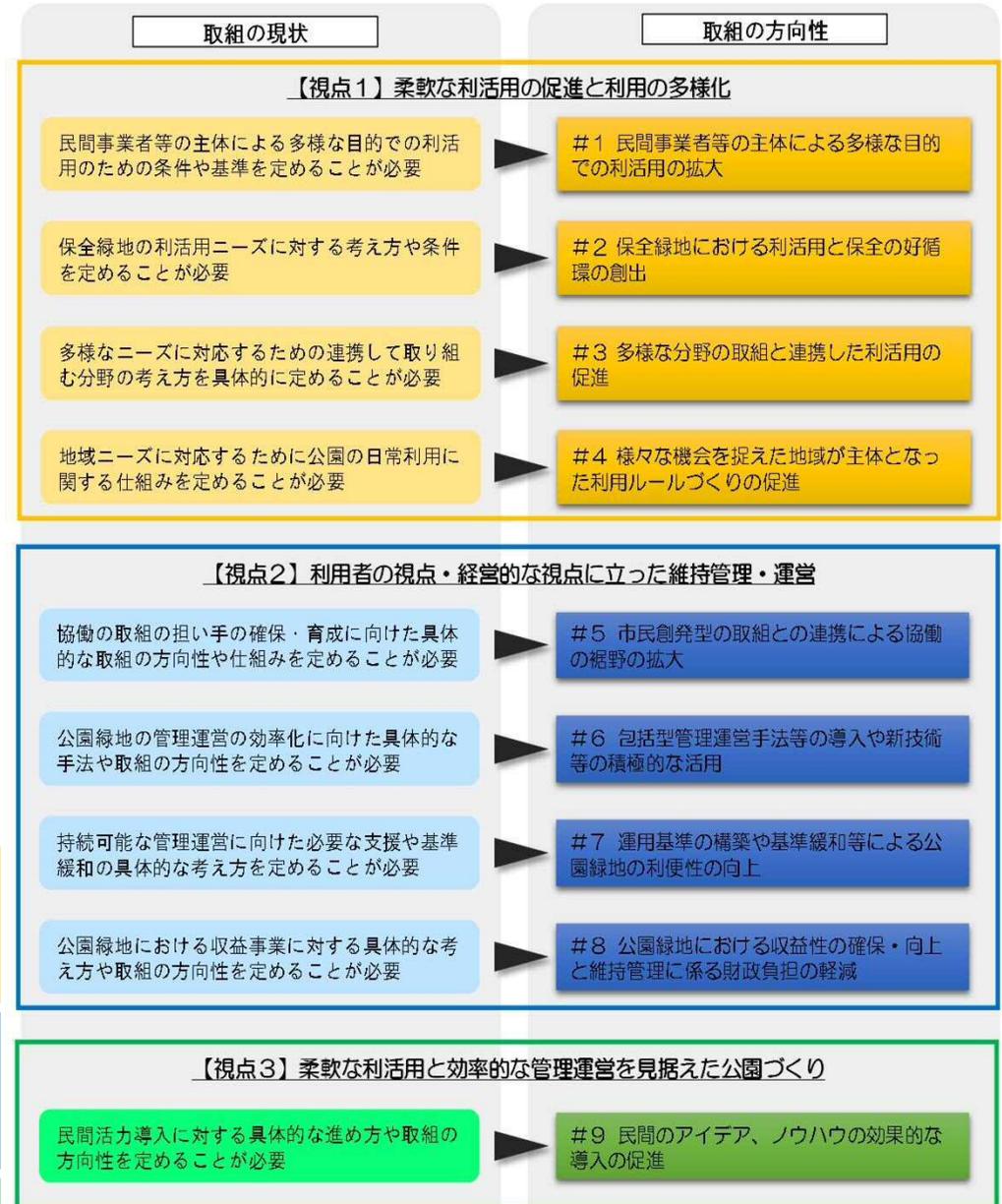
- ・新たな協働の担い手となる**活動主体の確保・育成**
- ・多様な管理運営手法の活用・導入による**持続可能な管理運営の仕組みの構築**
- ・公園緑地における**収益性の確保・向上**と収益還元による維持管理水準の維持・向上

【視点3】柔軟な利活用と効率的な管理運営を見据えた公園づくり

- ・民間事業者等が**もつ柔軟な発想や専門的なノウハウを活かした特色のある魅力的な公園づくり**
- ・**適正な維持管理を考慮した公園づくり**

(2) パークマネジメント推進方針の取組の方向性

・(1)に示す3つの視点ごとに、取組の現状及び今後進めていく取組の方向性を次のとおり整理しました。



(3) 取組内容

【視点1】柔軟な利活用の促進と利用の多様化

#1 民間事業者等の主体による多様な目的での利活用の拡大

- ・ イベント等の実施における条件整理や運用基準の緩和、情報発信の強化

対象公園緑地：すべての公園緑地



民間事業者等のアイデアを活かしたイベント

#2 保全緑地における利活用と保全の好循環の創出

- ・ 自然をそのまま活かした自然体験や環境教育等の場として有効活用しながら、保全緑地の利活用に対する考え方や条件等を整理

主な対象公園緑地：特別緑地保全地区



王禅寺四ツ田緑地における取組の推進

#3 多様な分野の取組と連携した利活用の促進

- ・ スポーツ、文化、地域コミュニティなど多様な分野の取組との連携

対象公園緑地：すべての公園緑地



若者文化発信の取組との連携

#4 様々な機会を捉えた地域が主体となった利用ルールづくりの促進

- ・ 地域ニーズに対応した仕組みの構築や地域コミュニティの形成

主な対象公園緑地：近隣公園、街区公園



ルールづくりに向けたワークショップの様子

【視点2】利用者の視点・経営的な視点に立った維持管理・運営

#5 市民創発型の取組との連携による協働の裾野の拡大

- ・ 自主的・自発的な維持管理活動を行う団体等の公園サポーター（仮称）としての参画促進

主な対象公園緑地：近隣公園、街区公園、緑地



#6 包括型管理運営手法等の導入や新技術等の積極的な活用

- ・ 複数公園緑地の包括型管理運営手法や公園内施設の一体的管理運営手法の導入等

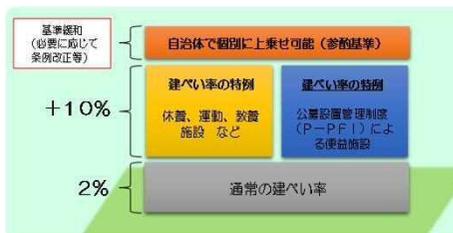
主な対象公園緑地：総合公園、運動公園、地区公園



#7 運用基準の構築や基準緩和等による公園緑地の利便性の向上

- ・ 運動、便益施設などの公園緑地面積に対する建築面積の基準緩和

主な対象公園緑地：総合公園



#8 公園緑地における収益性の確保・向上と維持管理に係る財政負担の軽減

- ・ 収益性の確保・向上及び収益還元による財政負担軽減や維持管理水準の維持・向上

主な対象公園緑地：総合公園、運動公園、地区公園



川崎富士見球技場のネーミングライツ

【視点3】柔軟な利活用と効率的な管理運営を見据えた公園づくり

#9 民間のアイデア、ノウハウの効果的な導入の促進

a. 民間活力の導入に向けた取組の前提

- ・ 公園緑地に対する考え方や役割分担等を民間事業者等と適切に共有し、連携体制を構築していく必要があることから、次に示す事項を整理したうえで、効果的な導入を推進

- ・ 明確なビジョンの共有
- ・ 官民の適切な役割分担
- ・ 地域のニーズ、課題の的確な把握

b. 民間活力の導入に向けた基本的な考え方

- ・ 取組の前提を整理した上で、次に示す考え方を基本として、優先的に民間活力の導入を推進

I. 質の高い公園緑地サービスの提供

- ・ 公園緑地のさらなる魅力向上や効率的・効果的な管理運営につながると考えられるもの

II. 公園緑地や地域の課題解決

- ・ 公園緑地がそれぞれに持つ課題の解決に向けて、民間のアイデアやノウハウ等を活用することが有効であると考えられるもの

III. 費用対効果

- ・ 現状の市の財政負担以外の新たな負担を極力生じずに、民間活力の導入による事業を実施できると考えられるもの

主な対象公園緑地：総合公園、運動公園、地区公園、特殊公園

橋公園の魅力向上に向けた取組について

1 橋公園・旧西部公園事務所の現状と課題

- 旧西部公園事務所が所在する**橋公園**は、高津区南東部の住宅街に位置し、多くの緑に囲まれ、池や流れ、自由広場や多くの遊具が設置されており、**周辺の保育園、小中学校に通う子どもたちの遊び場や地域住民の交流の拠点**となっている。
- 昭和55年3月に建築された**旧西部公園事務所**は、平成22年に事務所機能を移転したことから、現在は、その一部を地域利用スペース等として開放しているものの、開放日が限定的であるなど、あまり利用が進んでいない状況となっており、**地域からも有効活用を希望する声が上がっている**。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大の影響等による**「新しい生活様式」の普及・定着などに伴って、緑とオープンスペースの価値が再認識される**とともに、市民ニーズの多様化に対応した**柔軟かつ多様な活用について検討する必要がある**。
- 令和元年度実施の**サウンディング調査**では、橋公園について、**駐車場や事務所といった施設の活用に対して民間ニーズが見込まれた**ところである。



2 橋公園の魅力向上に向けた取組

- 橋公園においては、パークマネジメント推進方針に基づき、**旧西部公園事務所への便益施設の誘致等により、収益性の確保・向上とその収益還元による公園の維持管理水準の向上と共に、公園サービスの向上や公園利用者の利便性の向上、地域コミュニティの形成**につなげていく。
- 事務所周辺エリアにおいて、一定期間、飲食・物販サービスの提供や地域交流イベント等を実施し、事業の有効性や地域ニーズの把握により、事務所及びその周辺への**効果的な民間活力導入に向けた諸条件の整理等を行うため、市と連携して社会実験を実施する事業者を募集**する。**【社会実験エリア】**



<社会実験エリア>

※社会実験エリアは、旧西部公園事務所及び周辺広場（赤枠のエリア）とする。

名称：橋公園
種別：近隣公園
所在地：川崎市高津区子母口565
面積：17,296㎡
駐車場：25台※有料（R3.5時点）

3 求める提案内容

今後の旧西部公園事務所への**便益施設等の誘致や恒常的な地域交流イベント等の実施に向けた効果検証**のため、次の視点を踏まえた、**公園緑地のオープンスペースのポテンシャルを活かした柔軟かつ自由な提案**を求める。

- ✓ 公園利用者の利便性の向上、公園サービスの質の向上につながるもの
- ✓ 地域コミュニティの拠点としてさらなる賑わいや憩いの創出につながるもの（提案例）
- ・ 移動式飲食・物販店舗の設置、広場のオープンテラス化、子育てイベントや体験教室の開催など



4 実施に向けたスケジュール

スケジュール	内容
令和3年3月29日（月）	実施要領の公表
令和3年5月28日（金）	提案受付期限
提案受付後～（随時）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提案内容の確認 ・ 実施に向けた事前協議（日程調整やエリア設定など） ・ 実施に向けた手続き（公園内行為許可申請など）
令和3年5月予定（実験開始後は随時）	実施内容の公表（予定）（事業者名、実施内容等）
令和3年5～8月	社会実験の実施（左記の期間のうち提案のあった期間※上限1月）
事業実施終了後2週間以内	実績報告書の提出（必要に応じてヒアリングを実施）

※社会実験の実施にあたっては、旧西部公園事務所の有効活用に向けて幅広い可能性を検証するため、**複数の提案者の実施希望期間が重なった場合、重複している期間において、各提案者の提案内容を踏まえて、複数の提案者に社会実験を実施していただけるよう実施内容や日程を調整**。

5 今後の予定

本社会実験の実施により、地域ニーズの把握、公募条件等の整理を行い、旧西部公園事務所及びその周辺へのPark-PFIの導入等、効果的な民間活力導入に向けた具体的な検討を行う。